

## 2. いじめの未然防止・対策に係る組織

### 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的に行い、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置します。

〔学校内〕 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該担任、教育相談担当教諭、養護教諭  
〔学校外〕 PTA 会長（本部役員）、運営協議会委員、主任児童委員、民生児童委員、スクールカウンセラー等

#### 【日常的な対応】

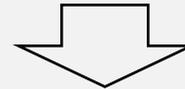
- ① 毎週の打合せでの情報交流
- ② 企画委員会  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事  
※週1回開催：学校全体の状況を把握し、対策等を検討する。
- ③ 運営委員会  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、  
学年主任、特別支援教育コーディネーター  
※月1回開催：指導委員会等で提案された事案等を検討し、対応等について協議する。
- ④ 学校いじめ（不登校）対策委員会  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、  
当該学年担任、特別支援教育コーディネーター、  
養護教諭  
※いじめや不登校について、その原因や問題の関連、対応を協議する。（①②と兼ねる場合もある。）

#### 【緊急を要する対応】

PTA 会長（本部役員）、運営協議会委員、各務原警察署、主任児童委員、民生児童委員（いじめ未然防止・対策担当を2～3名委嘱）、教育委員会関係者、校医等

#### 【重大問題と判断される時の対応】

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



- ・各務原市教育委員会へ速やかに「第一報」を入れ、教育委員会指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・各務原警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 3. いじめの未然防止のための取り組み

(1) いじめの防止 居場所づくり、絆づくりを推進し、いじめを生まない風土を作る。

いじめはどの児童にも起こり得るものであるとの認識に立ち、誰もが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、全ての児童を対象とした未然防止の取組に力を注ぐ。人は自分が認められている、大切にされているという思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできる。居場所づくり、絆づくりの指導を推進し、一人一人の自己肯定感を高めることによって、いじめを生まない風土を作る。

- ・全ての児童が参加し、「できた」「わかった」という成就感を得ることができる教科指導
- ・命を大切にする心、人を思いやる心、確かな規範意識など、道徳の時間の指導と教育活動全体とを関連させながら、よりよい生き方を求める道徳教育

- ・仲間と関わることの喜びや大切さを実感させ、望ましい人間関係の中で思いやりと社会性を育む学年・学級経営
- ・児童がいじめの問題を自分たちの問題として主体的に考え、行動する児童会活動
- ・縦割り集団「フレンドリーグループ」における、学年を超えた人との関わり
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機の取扱いなど、情報モラルに関する指導と研修、保護者への啓発

## (2) いじめの早期発見 いじめの兆候を見逃さない。見過ごさない。

新聞等で報道されるような重大ないじめは、ささいな情報の放置や軽視が積み重なった結果として起こることが多い。たとえけんかやふざけであってもいじめの可能性があると捉え、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、①児童の小さな変化に気づくこと、②気づいた情報を共有すること、③共有した情報に基づき、速やかに組織的に対処すること、の3点を基本として早期発見に努める。

- ・担任を中心とした全職員による、児童の表情や行動の観察と日常的な声かけ
- ・アンケート調査（記名式・無記名式）や計画的・意図的な教育相談の実施等、児童がいじめを訴えやすい体制づくり
- ・「いじめ相談ダイヤル」など各種相談窓口の、児童・保護者への周知
- ・担任と生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭との情報共有、スクールカウンセラーの積極的な活用
- ・保護者や地域の方との情報交流、関係機関との連携
- ・教職員による校内研修の充実

また、いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においてもアンケート調査等が資料として重要となることから、以下のように厳重に保管する。

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が中学校を卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、義務教育終了までの期間とする。

## 4. いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることである。

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく必要がある。